

アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-118

著作権及びそれに関する権利に関する 2006 年 1 月 19 日付モンゴル国法律

(新版)〔仮訳〕

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2017 年 5 月 8 日 (月)

著作権及びそれに関する権利に関する 2006 年 1 月 19 日付モンゴル国法律(新版) 〔仮訳〕 2016 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 著作者及び著作権により保護する著作物
- 第 3 章 著作権及びその期間
- 第 4 章 いくつかの著作物の著作権の特例
- 第 5 章 著作権に関する権利の保護
- 第 6 章 著作権に係る著作物の利用
- 第 7 章 著作権を保護する機関
- 第 8 章 著作権の保護及び著作権侵害者に対し引き受けさせるべき責任

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、著作権及びそれに関する権利（訳注：日本著作権法にいう著作隣接権に相当する権利）により保護される著作物を保有し、利用し、処分し、又は保護することと関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 著作権に関する法令

- 1 著作権及びそれに関する権利に関する法令は、憲法、民法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法的術語の定義

- 1 この法律において用いる次の術語は、次の意義によりこれを理解する。
 - (1) 「著作者」とは、自己の知的創造性のある活動により著作物を創作した個人をいう。
 - (2) 「権利保有者」とは、文学又は芸術的創作と関連して生ずる著作物を利用する排他的権利を享有する個人又は法人をいう。
 - (3) 「実演家」とは、文学、芸術又は民間芸術著作物をサーカス、舞台、映画又は芸術的実演のために歌唱し、演奏し、演劇し、舞踏し、又は朗読する等により実演する個人をいう。
 - (4) 「民間芸術著作物」とは、民間においてあらゆる形式により継承されて伝えら

れてきた著作者が不明である伝統的文学又は芸術著作物をいう。

- (5) 「レコード」とは、映画芸術又は音声映像著作物に導入したもの以外のすべての実演その他の音声又はその表現の録音記録をいう。
- (6) 「著作物の複製」とは、著作物、その一部又は著作権に係る権利の対象を1つ以上の数をもって直接又は間接にいずれかの方法又は形式により増加させることをいう。
- (7) 「公表」とは、著作物又は著作権に係る権利の対象を権利保有者の許諾により公衆の需要を満たす程度の規模により増加させ、公衆に入手可能なものとするをいう。
- (8) 「公衆送信」とは、著作物又は著作権に係る権利の対象を利用者が自己の選んだ時及び場所から取得するのが可能な状況の下において有線又は無線通信により公衆に対し配布することをいう。
- (9) 「二次的著作物」とは、従前に創作された著作物に依拠し、それを知的創造性のある労働により翻案し、脚色し、翻訳し、改変し、要約し、編集し、又はその他の形式により変更し、更新させた著作物をいう。
- (10) 「商業美術著作物」とは、手工芸品又は生産的方法により生産された生活上の需要に係る美術著作物をいう。
- (11) 「著作権に係る権利により保護される著作物」とは、直接に実演した実演、音声、映像録画若しくは音声付映像著作物の最初の録音・録画記録又はラジオ若しくはテレビ組織の放送をいう。
- (12) 「レコード製作者」とは、実演その他の音声の、又はそれらの表現の最初の録音記録を主導的に行い、録音記録について責任を引き受ける個人又は法人をいう。
- (13) 「音声付映像著作物」とは、いずれの材料をも形式に導入することによらないで、技術的手段を利用して製作した映像を音声とともに提供することが可能な著作物をいう。
- (14) 「権利保有者の識別マーク」とは、著作物、著作者、権利保有者及び著作物を利用する条件について著作物に含まれ、又は著作物を頒布することと関連して標識化された情報及びこれらの情報のデジタル若しくはコード表示をいう。

第2章 著作者及び著作権により保護する著作物

第4条 著作権を享有する者

- 1 著作権は、この法律に従い次の者がこれを享有する。
 - (1) 著作物が公表されたと否とを問わず、著作物を創作したモンゴル国の国民並びに我が国の領域に恒久的に居住する外国の国民及び無国籍者
 - (2) モンゴル国において著作物を最初に公表した外国の国民
 - (3) 彫刻物、建築物、建築作品、都市建設創作物若しくは建築施設の構成部分又は造型芸術作品を我が国の領域において恒久的に所在させた創作者
 - (4) 著作権に関する法令に従い著作権を享有する法人
 - (5) モンゴル国の国際条約に加盟した他国の個人又は法人
- 2 外国の国民が著作物を自国において公表した日後 30 日以内にモンゴル国において公表した場合には、モンゴル国において最初に著作物を公表したものとみなす。
- 3 仮名で、又は氏名なしで刊行した著作物については、著作権は、法律所定の者がこれを享有する。

第5条 共同著作者

- 1 1つの目的を有して共同した創作性のある労働の結果により統一した創作物を完

成した2名以上の者は、これを共同著作者という。

- 2 契約に別段の定めのある場合を除き、共同著作者のある著作物については、著作権は、著作権者が共同でこれを享有する。

第6条 著作権に係る著作物（対象）

- 1 著作権に係る著作物については、内容、目的、価値、意義又は表現方法によることなくして、著作者の知的創造性のある活動の結果により生じた科学、文学又は芸術の著作物を認定する。
- 2 著作権に係る著作物は、公表されたと否とを問わず、書面、口頭、絵画その他の形式によりこれを創作したものである。

第7条 著作権により保護する著作物

- 1 次の著作物は、著作権によりこれを保護する。
 - (1) 科学又は文学の書面又は口頭のすべての種類の著作物及びコンピュータ・プログラム
 - (2) 歌詞の付いた、又は付いていないすべての種類の音楽著作物
 - (3) すべての種類の絵画著作物
 - (4) 装飾又は商業美術及び舞台装飾著作物
 - (5) 建築作品、彫刻物及び建築物
 - (6) すべての種類の舞踏著作物、コントーション及びパントマイム
 - (7) すべての種類の演劇、楽劇及び舞台芸術著作物
 - (8) すべての種類の写真又はそれと類似する方法により創作される著作物
 - (9) 音声付映像著作物
 - (10) 二次的著作物
 - (11) 資料を選択して編集し、又は配置する等により、創作性のある労働の結果として生じたその構成・内容により知的創作と認定される百科辞典、参考書、作品選集又はデータ・情報バンクに係るその他の編集物
 - (12) 民間芸術著作物に基づき創作した二次的著作物

第8条 著作権により保護しない著作物

- 1 次の著作物は、これを著作権により保護しない。
 - (1) 法令その他の法的アクト
 - (2) 行政決定及び法人又は機関の公式文書
 - (3) 裁判所の判決及び決定、裁判官の命令その他の文書並びに法廷における発言
 - (4) 第(1)号ないし前号所定の文書の翻訳物
 - (5) 国の象徴、国旗、褒章、勲章又は記章
 - (6) 発生した事件、その結果及びデータのある注目を引く性質を有するすべての情報又は報道
 - (7) 民間芸術著作物又は民族の風俗習慣
 - (8) すべての思想、活動方法、活動、科学的発見及び数学的概念

第3章 著作権及びその期間

第9条 著作権の発生及び証明

- 1 科学、文学又は芸術著作物の著作者の権利は、当該著作物を現実的に創作した時から生ずる。
- 2 著作権が発生し、又はそれを行行使するのにおいては、証明を要しない。
- 3 著作権を利用する排他的権利保有者は、権利を公認させる目的をもって著作権が保護される旨を表示する識別マークを使用する権利を有する。

- 4 著作者となる旨を証明する証拠のない場合には、原著作物又は著作物の複製物上に記載された氏名は、これを著作者であるとみなす。
- 5 著作者は、その旨を希望する場合には、自己の著作物又はそれと関連する著作物を利用する排他的権利を他人に移転する契約又は合意を知的財産に係る事項を所管する国家行政機関において、自由意思に基づいて登録させることができる。
- 6 第3項所定の識別マークは、次の方式により表示することができる。
 - (1) 円形を有するラテン語の「C」文字
 - (2) 著作物を利用する排他的権利保有者の名称
 - (3) 著作物を最初に公表した年

第10条 著作者の享有する権利

- 1 著作者は、著作物について非財産的利益権（訳注：日本著作権法にいう著作者人格権に相当する権利）及び著作物を利用する排他的権利を享有する。

第11条 著作者の非財産的利益権

- 1 著作者は、著作物について次の非財産的利益権を享有する。
 - (1) 著作物を自己の氏名、変名若しくは匿名又は無名で公表する権利
 - (2) 変名又は匿名をその許諾なくして変更し、又は開示することを禁止する権利
 - (3) 著作物を公表し、又は利用するごとに氏名を表示させる権利
 - (4) 著作物又はその氏名を著作者の許諾なくして、いかなる方式によっても変更し、歪曲し、又は改変することを禁止する権利

第12条 著作物を利用する排他的権利

- 1 著作者は、自己の著作物をあらゆる方法又は形式により利用する排他的権利を享有する。
- 2 著作者の著作物を利用する排他的権利には、著作者が次の活動を許諾し、又は禁止する排他的権利が含まれる。
 - (1) 著作物を複製すること。
 - (2) 著作物を公表すること。
 - (3) 著作物を公衆に頒布すること。
 - (4) 二次的著作物として改変すること。
 - (5) 貸与により利用させること。
- 3 第1項所定の権利は、著作者の許諾によってのみ、契約に基づいて他人にこれを移転する。

第13条 著作権の期間

- 1 著作者が明らかである著作物について享有する著作権を保護する期間は、当該著作物を創作した日から起算する。
- 2 著作者の著作物を利用する排他的権利は、著作者の生存中において、及び死亡した後50年の期間において効力を有する。
- 3 著作者の非財産的利益権は、期間の制限なくしてこれを保護する。
- 4 著作者が著作物を変名若しくは匿名又は無名で公表した場合には、当該著作者の著作物を利用する排他的権利は、著作物を最初に公表した年の翌年の1月1日から起算して75年の期間において効力を有する。
- 5 前項所定の著作物の著作者が明らかとなった場合には、著作権の期間は、第2項の定めによりこれを認定する。
- 6 共同著作物の著作者の権利は、著作者の生存中において、及び最後の著作者が死亡した年の翌年の1月1日から起算して50年の期間において保護される。

第14条 著作権の相続

- 1 著作者の著作物を利用する排他的権利は、モンゴル国民法所定の手続に従いこれを相続する。
- 2 共同著作物の著作者の著作物を利用する排他的権利の遺産相続は、最後の著作者が死亡した日から生ずる。

第4章 いくつかの著作物の著作権の特例

第15条 二次的著作物の著作権

- 1 二次的著作物の著作権は、原著作物の著作者の権利を損なわず、かつ、第12条第2項第(4)号所定の許諾を取得する。
- 2 二次的著作物の著作権は、原著作物に基づいて他の著作者が他の二次的著作物を創作することを妨げない。

第16条 選集その他の総合編集著作物の著作権

- 1 総合編集者は、総合編集物に入った原著作物ごとの著作権を損なわず、かつ、第12条第2項第(4)号所定の許諾を取得する。
- 2 総合編集物に入った原著作物の著作者は、総合編集者と作成した契約に別段の定めのある場合を除き、当該総合編集物に左右されることなく、著作物を自由に利用する権利を有する。

第17条 職務に従い創作した著作物の著作権

- 1 職務に従い著作物を創作した著作者は、著作物について非財産的利益権を享有する権利を有する。
- 2 職務に従い創作した著作物を利用する排他的権利は、契約に別段の定めのある場合を除き、使用者がこれを享有することができる。

第18条 注文による著作物の創作

- 1 注文により創作する著作物の著作者は注文者と作成した契約の条件に従い著作物を創作して注文者に交付する義務を有し、注文者は契約所定の条件に従い著作者に対し対価を支払う義務を有する。
- 2 注文により創作した著作物を利用する排他的権利は、契約所定の者がこれを享有する。

第5章 著作権に関する権利の保護

第19条 著作権に関する権利を享有する者

- 1 著作権に関する権利は、この法律に従い次の者がこれを享有する。
 - (1) モンゴル国の領域において実演を行い、若しくは放送し、又は実演の最初の録音・録画記録を行った芸術作家
 - (2) モンゴル国の領域において最初の録音記録を行い、又は公表したレコードについては、それを製作した者
 - (3) モンゴル国の領域に所在する転送人を通じて転送した放送については、我が国の領域に所在するラジオ又はテレビ総局
 - (4) モンゴル国の国際条約に加盟した他国の国民又は法人
- 2 著作権に関する権利の保有者は、この章所定の権利を原著作物の著作権を損なうことなく享有する。
- 3 著作権に関する権利が発生し、又はそれを行行使するのにおいては、証明を要しない。

第20条 実演家の権利

- 1 実演家は、自己の実演又は芸術的創作について、次の活動を許諾し、又は禁止す

る排他的権利を有する。

- (1) 実演が以前に放送した以外の他の録音・録画記録に入っていない実演を公衆に対し提供し、放送し、又は転送すること。
 - (2) 実演について録音・録画記録を行わせること。
 - (3) 実演の録音・録画記録を複製すること。
 - (4) レコードに録音した実演の原盤及び複製物を販売し、又は権利を移転する方式により公表すること。
 - (5) 実演の録音・録画記録を貸与すること。
 - (6) 契約により排他的権利を他人に移転すること。
- 2 実演家は、実演について実演の実行者であると放送するよう要求し、名誉に損害をもたらせないため、変更し、又は歪曲するのを禁止する非財産的利益権を享有する。
 - 3 実演家の実演の権利を保護する期間は、実演が生じ、又は録音・録画記録が行われた期間後 50 年の期間において効力を有する。

第 21 条 レコード製作者の権利

- 1 レコード製作者は、自己のレコードと関連する次の活動を許諾し、又は禁止する排他的権利を有する。
 - (1) レコードを直接又は間接に複製すること。
 - (2) レコードの原盤又は複製物を販売し、又は権利を移転する方式により公表すること。
 - (3) レコードの原盤又は複製物を貸与すること。
 - (4) レコードを公衆送信すること。
 - (5) 排他的権利を他人に移転すること。
- 2 レコード製作者の権利の保護期間は、公表した後 50 年であり、公表していない場合には、録音記録を最初に行った期間後 50 年である。

第 22 条 ラジオ又はテレビ組織の権利

- 1 ラジオ又はテレビ組織は、自己の放送と関連する次の活動を禁止し、又は許諾する排他的権利を有する。
 - (1) 放送の録音・録画を行うこと。
 - (2) 放送の録音・録画を複製すること。
 - (3) 無線通信を利用する方式により放送を転送すること。
 - (4) 放送を同時に伝送すること。
- 2 ラジオ又はテレビ組織の放送権の保護期間は、当該放送を最初に放送した翌年の 1 月 1 日から 50 年の期間において効力を有する。

第 6 章 著作権に係る著作物の利用

第 23 条 著作物を利用する排他的権利の他人への移転

- 1 著作物を利用する排他的権利は、契約に基づいてその全部又は一部を他人に移転することができる。
- 2 著作権を移転する契約には、次の事項を表示することができる。
 - (1) 著作物を利用する方法及び形式
 - (2) 期間及び含まれる領域の範囲
 - (3) 著作物利用対価の規模並びに支払手続及び期間
 - (4) 著作者の権利及び義務
 - (5) 著作物を利用する者の権利及び義務

(6) 契約により引き受けた義務を履行しなかった責任

(7) 紛争解決手続

- 3 著作物利用対価の規模は、当該著作物の性質、特徴及び意義並びに著作物を利用する形式、範囲及び期間等を考慮して当事者双方が協議して定めた金額又は著作物を契約所定の方法により利用したことから取得する利益から取得するように合意したものとするができる。
- 4 著作権を移転する契約に著作者が将来に当該テーマにより、又は当該分野において著作物を創作するのを制限した規定を導入することは、これを禁止する。
- 5 著作物を利用する排他的権利を契約に従い移転して取得した者が契約により引き受けた義務を十分には履行しなかったことにより著作者の権利を侵害した場合には、著作者は、当該権利を回復する旨を要求する権利を有する。

第24条 著作権の侵害と認定しない特別事由

1 公表された著作物の合理的利用と抵触しておらず、権利保有者の適法な利益を損なうことなく利用する次の場合は、これを著作権の侵害と認定しない。

- (1) 出版物の概要を作成する目的のために公表された著作物から引用を取得する場合
- (2) 科学研究若しくは研究著作物若しくは評論に、又は情報の目的のために引用を取得し部分的に利用する場合
- (3) アーカイブ、博物館又は書籍バンクにおいて利用されている著作物から部分的に複製する場合
- (4) 経済、政治又は宗教の関係する時事事項について新聞若しくは刊行物に登載した雑報又は放送において伝送した著作物の複製を特別に禁止した場合を除き、公衆に知らせる目的のために新聞に公表し、放送において伝送し、又は有線若しくは無線通信により報道する場合
- (5) 集会において述べた発言又は報告を報道目的のために公表する場合
- (6) 発生した事件を公衆に知らせることと関連して公共使用道路又は広場に配置した建築物、造型芸術又は写真著作物をその環境状況の提供目的のために公表する場合
- (7) 視聴覚障害者の需要のために利用する場合
- (8) 私的需要のために著作物を複製する場合
- (9) 刑事公判手続又は民事若しくは行政事件を審理して解決する手続のために複製する場合

2 前項の定めを確定するのにおいては、次の条件を考慮するよう努める。

- (1) 利益を取得する目的がないこと。
- (2) 著作物から利用する範囲及び利用した部分の意義ある性質
- (3) 著作物の価値及び利用した部分の市場における影響

3 第1項の定めにより著作物を利用するのにおいては、著作者の氏名及び出所を必ず明示する。

第25条 インターネットにおける著作権の保護

- 1 インターネット・サービス・プロバイダーは、自己のサーバーに配置したウェブサイトにおいて著作権侵害を発生させず、著作者又は権利保有者を権利行使可能であるように保障する義務を有する。
- 2 インターネット・サービス・プロバイダーは、著作者及び著作権に関する権利の保有者の権利が侵害されている旨の情報を取得する条件を具備し、侵害に関して通知されれば直ちに当該ウェブサイトを閉鎖する義務を引き受ける。

- 3 前二項所定の義務を履行しなかったインターネット・サービス・プロバイダーに対しては、裁判官又は国家監察官は、この法律所定の責任を負わせる。
- 4 ウェブサイトを閉鎖したことと関連する紛争は、裁判所がこれを解決する。

第7章 著作権を保護する機関

第26条 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関

- 1 著作権を保護する国の政策を実施する業務は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関がこれを所管し、次の基本的職責を履行する。
 - (1) 著作権に関する法令を執行する業務を国の範囲において組織する職責
 - (2) 著作権に関する法令を宣伝し、改善するレベルのものとし、モンゴル国の国際条約若しくは協定に適合させ、又は追加若しくは変更を導入する提案を立案する職責
 - (3) 著作者及び著作権に関係する権利の保有者の権益を保護し、それらの者の創作的活動を支援し、著作者の法的知識を引き上げさせるのに向けた活動を展開する職責
 - (4) 次条所定の共同指導管理機関を専門的業務及び方法に係る指導管理により保障し、共同で活動する職責
 - (5) 著作者及び著作権に関係する権利の保有者の申請により、著作権及び著作権に関係する権利に係る著作物を登録し、証書を授与し、並びに登録済著作物バンクを設立する職責
 - (6) 知的財産法令の執行に対し行うべき国家監督を実行し、知的財産国家監察官を活動させる職責
 - (7) 著作権侵害を除去するのに向けた活動を展開し、著作権と関係する紛争を解決することについて照会回答を発行して与える職責
 - (8) 著作権に関係する著作物の評価を定め、又は証明する職責
 - (9) 民間芸術著作物を保護する方向に沿って個人又は組織と共同で活動する職責
- 2 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、活動の収入により資金を供与し、かつ、活動の手数料の規模は、知的財産に係る事項を所管する政府の成員がこれを定める。
- 3 知的財産の国家監督規則は、政府がこれを承認する。

第27条 共同指導管理機関

- 1 著作者及び著作権に関係する権利の保有者は、権利を保護させる目的のために共同指導管理機関を設立して活動させることができる。
- 2 共同指導管理機関は、著作者及び著作権に関係する権利の保有者の提唱によりこれを設立する。
- 3 共同指導管理機関は、著作権に関係する著作物の種類又は分類により専門的種類又は複数の種類を含めて活動を展開すべくこれを設立することができる。
- 4 共同指導管理機関は、著作権を保護する活動を展開するのにおいて知的財産に係る事項を所管する国家行政機関と共同で活動する契約を締結して活動する。

第28条 共同指導管理機関の活動

- 1 共同指導管理機関は、著作者及び著作権と関係する権利の保有者を代表し、それらの者の名により、それらの者が授与した権限の範囲において次の活動を展開する。
 - (1) 著作物の利用についてメンバーである著作者及び著作権と関係する権利の保有者と契約を締結すること。
 - (2) 著作物を利用するライセンスを取得した者と対価の規模その他の条件を合意し、

対価を取得すること。

- (3) 取得した対価から著作者及び著作権と関係する権利の保有者に対し分配して授与すること。
- (4) メンバーである著作者の著作物を不法に利用した旨の情報に従い知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に対し意見を提出して解決させ、法律所定の措置を講じさせること。

第 29 条 共同指導管理機関の義務

- 1 共同指導管理機関は、著作者及び著作権と関係する権利の保有者の権益に適合した活動の展開について次の義務を引き受ける。
 - (1) 著作者及び著作権と関係する権利の保有者に対し著作物を利用した報酬を授与するのにおいて当該著作物を利用したことと関連する情報を説明する義務
 - (2) ライセンスに従い徴収した著作物利用の対価を著作者及び著作権と関係する権利の保有者に対し分配して授与する義務
 - (3) 著作物を利用したことと関連して徴収した対価から活動の経費を控除し、著作者及び権利保有者に対し所定の期間に著作物利用の規模により割合に比例させて分配する義務

第 8 章 著作権の保護及び著作権侵害者に対し引き受けさせるべき責任

第 30 条 著作者の非財産的利益権の保護

- 1 著作物の不可侵性又は著作者のその他の非財産的利益権が侵害された場合には、著作者が、著作者が死亡した場合には、その遺族若しくは権利相続人が、又は法律若しくは遺言により遺産相続人がおらず、これらの相続人が遺産相続を拒絶し、若しくはそれらの者の遺産を相続する権利が取り消された場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が侵害された権利をしかるべき手続に従い回復して確定する旨を当該権利侵害者に対し要求し、裁判所に訴えを提起して解決させる権利を有する。

第 31 条 著作権及び著作権と関係する権利に関する法令に違反した者に引き受けさせるべき責任

- 1 著作権に関する法令に違反したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官若しくは国家監察官は、個人については 1 か月の最低労働賃金額に 2 倍ないし 6 倍を、法人については 1 か月の最低労働賃金額に 10 倍ないし 25 倍を乗じたものと等しい範囲のトウグルグの罰金を科し、又は裁判官は、故意若しくは過失のある個人若しくは公務員を 7 日ないし 14 日拘留する処罰を科し、並びに国家監察官又は裁判官は、侵害のある商品、製品若しくは物品を没収し、不法に取得した所得を国の収入とし、又は著作者若しくは著作権と関係する権利の保有者に交付し、その活動を停止させる。
- 2 権利保有者の識別マークを偽って製作して使用し、当該識別マークのともに記載された事項を変更し、抹消し、若しくは不法に変更し、又は抹消を知り、若しくは知る可能性があるのにそれを広め、頒布し、頒布する目的をもって国境を通過し、若しくは公衆送信したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官は、侵害を生じさせた個人については 1 か月の最低労働賃金額に 2 倍ないし 6 倍を、法人については 1 か月の最低労働賃金額に 10 倍ないし 25 倍を乗じたものと等しい範囲のトウグルグの罰金をそれぞれ科する処罰を科する。
- 3 著作物を利用する排他的権利の侵害に起因してもたらした財産的損害を賠償する事項は、モンゴル国民法に従い解決する。

- 4 権利が侵害された著作者又は著作権に係る権利の保有者が申立てを提出した場合には、侵害のある製品を損害の対価と認定し、その者に移転して与えることができ、かつ、申立てを提出しなかった場合には、裁判官又は国家監察官は、商品若しくは製品を廃棄する措置を講ずる。
- 5 著作権を侵害し、又は著作権に係る著作物若しくは著作権に係る権利に係る著作物を複製するのに利用した技術的手段は、裁判所又は権限を有する機関の決定によりこれを没収して国の収入とする。

第31条 法律違反者に対し引き受けさせるべき責任（2016年9月1日施行）

- 1 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第32条 法律の発効

- 1 この法律は、遡及してこれを施行しない。

（モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓）